

本日お話しすること

- 1 区民会議の目的
- 2 区民会議設置の背景
- 3 これまでの区民会議を振り返って
- 4 地方分権改革とこれからの区役所
- 5 地方分権改革における区民会議の役割
- 6 区民会議委員の皆様への期待



2

02. ●開会の挨拶

➤第4期運営への感謝

- ・区民会議の委員をお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。
- ・これまで3期6年間やってきたが、今後とも区民会議を充実していきたいので、よろしくお願いしたい。

➤本日の講話の概要

- ・今日は区民会議について全体的な御理解を深めていただくために、最初に制度の趣旨等についてお話ししたい。

区民会議の目的

区民の参加と協働による区における地域社会の課題解決に向けた調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資すること

(区民会議条例第1条)

＜市政運営の3本柱＞

- ・ 行財政改革の取組
- ・ 総合計画の着実な推進
- ・ 自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり

→ 市民の暮らしやすい地域社会を実現していくためには、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、市民自治に基づくまちづくりを進めていくことが必要。

それぞれの区に区民によって構成される会議(「**区民会議**」)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

(自治基本条例第22条)

3

03. ●区民会議の目的

➤市政運営の3本柱

- 1 行財政改革の取組
- 2 総合計画の着実な推進
- 3 自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり

・ 少子高齢化・人口減少社会において、経済は低迷し税収は減少する。一方で、行政需要は伸びていく。

・ そのような社会においては、自助・共助・公助のバランスのとれた地域づくりが大事であり、経験や知識が豊富な地域人材が増える社会になることが望ましい。

・ その核となる考え方が、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」であり、地域の皆さんに身近な課題を自ら解決してもらう仕組みを構築した。

➤自治基本条例第22条を根拠とする、「区民会議条例（平成18年4月施行）」に基づき設置

➤暮らしやすい地域社会の形成へ

→ 区民の参加と協働による区における地域社会の課題解決に向けた調査審議を行う（区民会議条例第1条）

区民会議設置の背景

経 過

- 平成16年12月
「川崎市基本構想」「自治基本条例」制定
- 平成17年4月
「自治基本条例」施行、区民会議の試行
- 平成18年4月
「区民会議条例」施行
各区で定める運営要綱の制定
「区民会議」の設置・運営

4

04. ●区民会議設置の背景

▶平成16年 「川崎市基本構想」制定、「自治基本条例」制定
(背景)

・高度経済成長の終えん

・本格的な少子高齢化社会の到来

→川崎市は、持続可能なまちづくりの実現に向けて果敢にチャレンジしていく。

▶平成17年4月 「自治基本条例」施行

・第22条に「区民会議」の位置付け

▶同年7月 区民会議試行

▶平成18年4月 「区民会議条例」施行

・各区単位で要綱を定めて、区民会議の運営に取り組んでいるところ。

これまでの区民会議を振り返って

時期	主な審議課題
第1期 (平成18～19年)	●地域で取り組む環境対策 ●高齢者福祉・健康づくり ●こどもの外遊び ●地元農産物と地域の交流 など
第2期 (平成20～21年)	●地球環境とエコ ●自転車通行のマナー向上 ●地域防災とコミュニティ ●公園を活用した地域コミュニティの活性化 など
第3期 (平成22～23年)	●公園を活用したコミュニティづくり ●地域における子育て応援体制づくり ●循環型のまち・生ごみリサイクル など



5

05. ●これまでの区民会議を振り返って

・設置当初は、「市民の代表が意見を言う会議なのに、委員の選び方がおかしい」という意見もあったが、この区民会議は、ただ単に代表の方が意見を言って、それを行政にやらせるというものではないことをまず御理解いただき、委員の皆さんには、区単位で自らできるものに力点を置いて調査審議していただきたい。

・当初は、行政に物申す方、ただ発言するだけの方が少なくなかったが、最近では、提案を実現させるという考え方がしっかり定着し、浸透してきたと感じている。

・そして、皆さんでできないことは、区役所なり議員を通じて意見を言っていたきたい。それを行政が受け止め、実行していくこともあり得るし、また、それが協働事業として区単位で区民会議の活動と連携して実現していくこともあり得ると考えている。

・「2年単位で期が変わるのは、期間が短か過ぎる」という御意見もいただくので、その点については、今後、十分に議論していくことも必要だと思っている。

・皆さんが話し合ったことが、区の全体に広がるには相当時間がかかるだろう。中には10年たっても実現しないものもあると思うが、それらは常に地域の課題である。したがって、新しい委員だから新しい課題を設定しなければならない、前の期で設定した課題と違うものを見つけなくてはならない、という考えは捨てていただきたい。

・区民会議で提案したことを、どこかの団体が中心になり、地域で実行していただき、またそれが、地域の課題解決のモデルとなる。1期目で設定した課題を2期目でどのように実現できるかを考えながら、足りない課題を新たに発見し、つなげていくことが大事であると考えている。

・ゆえに、委員の選び方も、選挙で選ぶ、単に抽選で選ぶということではなく、それぞれ現場に力を持っている人を中心に選ぶ、区民会議で決めたことを自分の組織に持ち帰って実行できるような方を選んでいただく、という考えで行っている。

・したがって、区民会議の提案が何らかの形で地域につながることに、検討結果を組織に持ち帰っていただくこと、が目的なので、必ずしも組織の代表者を委員として推薦していただく必要はなく、委員となられた方が、区民会議で決定したことを組織に持ち帰り、組織の中で相談しながら提案を実現していただくことが大事であると考えている。

・団体推薦・公募・区長推薦、それぞれの委員のバランスを上手くにとって、皆さんの長所を持ち寄って話し合いながら区民会議を進めていただきたい。

区民会議の課題①

・区民会議の認知度を向上させること

- －ただ区民会議の名前を知ってもらうだけでなく、調査審議の内容も知ってもらうなければならない
- －知ってもらった後、活動に協力してもらうことができるか



★大事なことは・・・

- ・市民参加の基本は「情報共有」。より多くの人に区民会議を覚えてもらうこと
- ・地道な広報活動を継続することにより、取組を地域に浸透させ、取組の担い手を増やすこと

6

06. ●区民会議の課題①

▶区民会議の認知度を向上させること

- ・区民会議の存在自体の認知度向上、調査審議された内容についての認知度向上が必要
- ・取組の担い手の拡大、取組を地域へ浸透させることが大事

・区民会議は公選制でないため、区民会議そのものを宣伝することにはあまりお金をかけていない。したがって、市民の知名度は20%ほどであるが、もっと認知される必要がある。

・なんとか認知してもらえるように、区民会議単位で、あるいは区民会議委員の皆さんが地域に入り区民の方に周知を図る、または地域の方々に御意見をいただく形で周知を図る、リーフレットを作って配る、など努力していただいているところである。

・多くの方に区民会議を認知していただくには、区民会議がより機能し、問題の解決に向けた取組が地域で大きく広がるよう、実績を積み重ねること以外にはないと思っている。

・例えば、子育て支援、高齢者の見守りなど、市民の皆さんが日頃から不満を持っていることに対し区民会議が取り組んで実績をあげることによって、区民会議からは良いことが出てくる、と知ってもらえることになる。

・行政の目は粗く、上手くいかないことも多いので、自分たちの目線で日常的な地域課題の解決を図っていただくことが非常に大事。

・ただ単に区民会議の名前を知ってもらうだけでなく、調査審議の内容を知ってもらうことにより、取組を地域での実行に移した時に、多くの方に協力してもらい、問題の解決につなげることが大事である、ということを御理解いただきたい。

・市民参加の基本は「情報共有」。多くの方に課題を知ってもらい、多くの方に参加してもらう。そして課題解決につなげていくことをぜひお願いしたい。

・また、委員の皆さんには、区民会議で話し合われた課題を地域に持ち帰り、実際に取り組むこと、仲間をできるだけ増やしていくことをお願いしたい。

区民会議の課題②

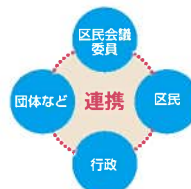
・区民会議から提案された取組に実効性をもたせること

- －ただ審議して、課題解決策を提案するだけでは、地域主体の取組にはつながらない
- －既存の地域団体の理解・協力を得ることができるか



★大事なことは・・・

- ・常に担い手を意識しながら審議すること
- ・担い手になりうる団体を巻き込みながら審議し、地域主体の取組につなげること



07. ●区民会議の課題②

➤区民会議から提案された取組に実効性を持たせること

- ・提案のみで終わるのではなく、地域主体の取組へ
- ・担い手を意識した審議を行い、地域における実践へつなげることが大事

・区民会議でできないことは、行政や議員にお願いし、区単位または市全体での取組につないでいただきたい。議員さん方が「参与」として区民会議に入っているのは、そのためである。

・地域主体の取組のためには、地域団体の理解・協力を得ることが大事であることから、既存の団体の方にも委員になってもらっている。

・常に、担い手になりうる団体を巻き込みながら審議し、区民会議の提案を地域主体の取組につなげていただきたい。

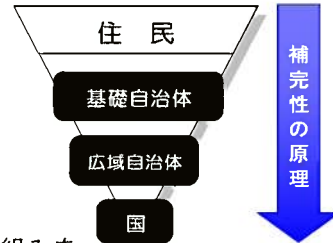
・もし、地域になかなか協力してもらえない団体があれば、その団体から区民会議委員の仲間に入ってもらうなど、仲間を増やしていくことが大事である。

地方分権改革とこれからの区役所①

地方分権の基本となる考え方

補完性の原理に則り、住民に身近な行政サービス（公共）は、住民に最も身近な基礎自治体がまずは担うことが必要

地域の実情を最も把握している基礎自治体は、地域の課題を的確に捉え、施策に反映するとともに、効果的・効率的に解決することなどが可能



基礎自治体の自主性・自立性を高め、分権型の仕組みを構築することが重要

- 基礎自治体への事務権限の移譲
- 義務付け・枠付けの廃止・縮小
- 税源の移譲（担う役割に見合う財源の確保）

8

08. ●地方分権改革とこれからの区役所①

▶地方分権の基本となる考え方

→国家システムの制度疲労と社会状況の変化、補完性の原理（基礎自治体中心の改革）、現行の地方自治法下の政令指定都市における取組としての都市内分権

・日本は、明治時代以降、全国一律の近代化を図ってきた。近年では科学技術が発達し、地域社会においてある程度の行政サービスが整ってきたが、一方で、国が対応できないような複雑・多様な課題、新たな課題が増えてきた。

・先進国となった日本では、今後、世界の最先端の問題が地域社会から起こってくるだろう。例えば、超高齢化社会の問題は、国からではなく、まず地域社会から始まり、そこで先行的に扱われ、国全体への問題へと広がっていく。かつての公害問題がそうであり、川崎はそれを経験してきている。

・地方分権は、できるだけ市民に近いところで問題を取り上げ、地域社会で課題解決のための取組の実例を作り、解決していく仕組みを国全体で作る必要がある。場合によっては、それが今後の国際社会のモデルとなるだろう。また、それに対応するように市民の自治に対する意識も高まっていくと考えている。

・川崎市の人口は約144万人。1つの区の人口も、地方の都市であれば県庁所在地として独立するほどの非常に大きい都市であるが、だからといってそれに合わせて行政組織等を整備するということではなく、川崎市における地方分権、人口20万人の行政区単位での仕組みを作り、対応していけばよいと考えている。

▶求められる区役所の自立的な自治とは

・市役所内の分権として、区役所に権限を移譲し、区長権限を強くし、市と区の連携事業の展開を図っている。

・区役所単位で予算配分している地域課題対応事業費を地域の問題解決に活用していただきたい。もっと大きな全市的な課題解決には、本庁で予算計上し、それを各区に配分している。区民会議でより問題解決に取り組んでいただくと、もう少し各区単位で予算を配分できると思うので、区単位、区民中心の地域課題の解決を皆さんに実現していただきたい。

地方分権改革とこれからの区役所②

- 行政区の特性を最大限に生かし、住民自治の充実を図る。
- 市民に最も身近な区役所は、利便性の高い快適な窓口サービスの提供に加え、**地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働の拠点**として総合的な行政機関の役割を担う。

①区民会議の運営

- 各区において調査審議を実施



②協働事業・市民活動支援

- 協働型事業のルール（6つの原則）
- 各区での市民提案型事業の推進
- 市民活動の場の提供、資金の確保 など

③区役所の機能強化

- 区長権限の強化
- 地域の課題に対応するための予算（地域課題対応事業費）
- 総合的なこども支援拠点として整備
- 区役所道路公園センターの設置 など

9

09. ●地方分権改革とこれからの区役所②

➤区役所を市民協働の拠点として位置付け、これからもその取組を進めていく

- (1) 区民会議の運営
- (2) 協働事業・市民活動支援（協働型事業のルール制定等）
- (3) 区役所機能の強化
 - ・区長権限の強化（予算権限の付与、議会出席）
 - ・地域の実情に応じた課題に対応するための予算配分
 - ・こども支援の体制整備
 - ・身近な道路・公園の管理体制の整備

・区民会議で問題解決していくと同時に、区役所も地域の問題を解決できるよう整備している。区民会議でいただく意見が区の行政推進にも非常に大きな意味を持つようになっている。

・川崎市では、産業振興における成長戦略として3つのイノベーション（ライフイノベーション、グリーンイノベーション、ウェルフェアイノベーション）を積極的に推進している。こうした取組を進めていくことにより、少子高齢化が進んでも高齢者が自立した生活をおくることが可能なまちになり、また、これらを本市の産業としておくことにより、いずれ同じように高齢化が進む他諸国に売れるようなことも見込んでいる。このように川崎市の産業がずっと発展し続けるための基盤を作りながら、市民生活を豊かにしていくまちづくりを進めている。

地方分権改革における区民会議の役割

- 地方分権改革の進展により、区役所が果たすべき役割はさらに重要に。
- 区民会議は、区における「市民本位のまちづくり」の中核的仕組みとして、**区民の参加・協働による地域社会の課題解決に向け、調査・審議を行うこと**を期待されている。

<区民会議を通じた区の課題解決のイメージ>



- まちづくりの担い手として、日常的に地域の課題解決に取り組んでいる市民の力が必要
- 課題解決に向けた取組を市民の力で地域に浸透させ、根付かせることを期待
- 区長権限のもと、地域の課題に対応するための予算（地域課題対応事業費 5,500万円）を活用し、各区における地域の実情に応じた事業を展開

10. ●地方分権改革における区民会議の役割

➤地方分権改革の進展（域内分権）に伴う区役所が果たすべき役割の重要性

➤市民自治に基づくまちづくり

→暮らしやすい地域社会を実現させるための自助・共助・公助の適切な役割分担

➤市民本位のまちづくりの手段となる区民会議の意義

・委員の皆さんにも御尽力いただき、区民の皆さんが自らの地域社会を自らが考えるような姿に持っていく努力をしていただきたい。

・そのために、皆さんのこれまでの色々な経験や知識をぜひ使っていただきたいと思う。

・これからの社会は、さらに少子高齢化が進み、より地域の問題が大きくなる。今だけの問題ではなく、その時にも対応できるような自分たちのまちづくりを進めていただきたい。

区民会議委員の皆様に期待すること

～暮らしやすい地域社会の実現に向けて～
地域で果たす区民会議の役割は、一步前進した
段階へ



小さな取組の輪を広げて大きな取組の
輪に。市全体の課題の解決へ。

★区民会議委員として…

- ・区民会議で提案された取組を地域に持ち帰り、実践活動につなげ、地域に根付かせること
- ・ひとりひとりが区民会議の広報マン。より多くの市民に区民会議を知ってもらうため、工夫しながら地道な広報活動进行すること

11

11. ●区民会議委員の皆様に期待すること

➤第4期を迎え、区民会議の役割は一步前進した段階へきている。

・区民会議委員として、ぜひ、区民会議で提案された取組を地域に持ち帰り、実践活動につなげ、地域に根付かせる努力をしていただきたい。

・ひとりひとりが区民会議の広報マンとして、より多くの市民に区民会議を知ってもらうため、工夫しながら地道な広報活動も進めていただきたい。区民会議の取組が活発になることにより、認知度が向上し、そのことにより地域における課題解決の担い手も増えていくことを期待している。

・繰り返しの話しになるが、区民会議の課題の選択については、前の期の人たちと違うことをやらなければ自分たちがやる意義がないとは考えずに、区全体にその課題解決の手法が広がるまで、何度でも同じ課題を選択し、継続して取り組んでいただきたい。

・期ごとに委員を変えろということは、より多くの方に「情報共有」していただくという効果もある。ぜひ、それぞれの期ごとに継続性のある取組を進めていただきたい。